



研究不正 しない、させない

研究者倫理を自覚し、制度・運用を正しく理解し、
社会の信頼と負託に応えるために

	捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
	改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究結果等を真正でないものに加工すること
	盗用 他者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文または用語を、当該他者の承諾または適切な表示なく流用すること
	二重投稿 既に発表された論文等と本質的に同一の内容を、オリジナル原稿として投稿すること
	自己盗用 過去に自分が書いたものを、適切な引用なく流用したり、同じ内容で別の言語で発表したりすること
	カラ出張 実態の伴わない出張の旅費や、実態の伴わない作業の謝金を、大学に支払わせること
	預け金 業者に架空取引を指示し、契約した物品が納入されたなどと偽り代金を支払い、その支払金を当該業者に管理されること
	プール金 旅費や謝金等を不正に請求しその差額等を研究室や個人等が管理すること
	目的外使用 公的研究費を本来の目的以外の用途に使用すること

不正行為には、次のような罰則が科されます。

- ・ 研究費の返還
- ・ 不正の内容および氏名の公表
- ・ 懲戒処分
- ・ 競争的資金の応募資格、利用の制限 など

「知らずに」「うっかり」
は通用せず

- ・ 研究者倫理は、研究者が身につけておかねばならない規範、規則です。
- ・ 自ら不正に直接関与していないくとも、研究資金の管理責任者（研究代表者）には善管注意義務があります。



【通報（告発）窓口】

総務課

【研究費の事務処理、使用ルール等の相談窓口】

総務課（個人研究費）、研究支援・地域連携課（外部資金、学長裁量経費）